

## 令和6年第3回古殿町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和6年9月6日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案の上程(議案第48号~議案第72号) 25件  
日程第 5 請願の処理
- 

### 出席議員(10名)

1番	根本重一君	2番	根本太郎兵衛君
3番	鈴木隆君	4番	野崎喜彦君
5番	佐川勇司君	6番	佐藤一夫君
7番	岡部淳一君	8番	木戸久康君
9番	松崎法通君	10番	緑川栄一君

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部光徳君	副町長	奥豊君
総務課長	鈴木一彦君	産業振興課長	佐川文夫君
地域整備課長	矢内伸一君	住民税務課長	水野博枝君
会計管理者	水野博枝君	健康福祉課長	生田目太郎君
健康管理センター所長	矢吹昭雄君	こども園長	吉田和夫君
教育長	渡邊宏文君	教育次長	佐藤奥枝君
公民館長	佐川富克君	代表監査委員	鎌田一浩君

---

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 野崎貴弘 書記 水野梢

開会 午前10時23分

◎開会の宣告

○議長（緑川栄一君） おはようございます。

ただいまから令和6年第3回古殿町議会定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（緑川栄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、鈴木隆君及び木戸久康君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（緑川栄一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期決定の件につきましては、去る9月3日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果について議会運営委員長から報告願います。

4番、野崎喜彦君。

〔議会運営委員長 野崎喜彦君登壇〕

○議会運営委員長（野崎喜彦君） それでは、令和6年第3回古殿町議会定例会に当たり、9月3日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告申し上げます。

本定例会は、町長提出議案25件のほか、一般質問は5人で13問の通告となっております。このため、会期を本日から12日までの7日間とすることで一致を見ました。

日程につきましては、本日は提案理由の説明のほか、別紙会期予定表のとおりとなっております。

一般質問に当たりましては、質問の要旨を簡潔明確にするとともに、的確な質疑となるようご配慮くださるようお願い申し上げます。

会議規則を守り、能率的な議会運営のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

令和6年9月6日

議会運営委員長 野崎喜彦

○議長（緑川栄一君） お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月12日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月12日までの7日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、会期日程表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

---

### ◎諸般の報告

○議長（緑川栄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から議案25件、報告1件の提出がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として町長、教育長、代表監査委員の出席を求めています。また、その委任を受けて副町長、各課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、5月分から7月分までの例月出納検査報告書を配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日まで受理した請願・陳情及び要望は、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和6年第2回定例会において可決した地方財政の充実・強化を求める意見書は、衆議院議長及び関係大臣宛てに提出いたしましたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶

○議長（緑川栄一君） 町長から挨拶の申出がありました。これを許します。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 令和6年9月古殿町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会へのご出席はもとより、日頃から町発展のためにご精励くださり、厚く御礼申し上げます。

本定例会においては、古殿町国民健康保険条例の一部を改正する条例のほか、令和6年度古殿町一般会計第2次補正予算など計25件の議案及び1件の報告を提出いたしました。そのご説明の前に、町政をめぐる諸情勢についてのご報告及び所信の一端を申し上げます。

内閣府が8月29日に発表した月例経済報告によると、景気の基調判断は「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」として、これまでの「このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」から7か

月ぶりに上方修正しました。

先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」と一部懸念も示されております。

また、先月末、国の令和7年度予算の概算要求が各省庁から出そろい、一般会計の要求総額は、社会保障費や防衛費、国の借金の利払いに充てる国債費などの増により令和6年度を上回る117兆6,059億円となり、2年連続で過去最大を更新しました。

このような中、町の重要な財源である地方交付税につきましては、総務省の要求額が前年度比3,083億円増の18兆9,753億円と、今年度当初予算と比較しまして1.7%の増額となっております。これは経済状況などの動向によっては変動もあり得ることから、今後とも県町村会等を通じ、一般財源の総額が確保されるよう国に強く要請してまいります。

次に、今年度における町政運営の状況等について、第7次振興計画に掲げられた4つの分野に沿ってご説明いたします。

第1に、「人づくり分野」であります。

学校教育に関しましては、小中学校の夏休み期間中、児童生徒には大きな事故等もなく、8月26日の始業式には元気な姿で登校し、第2学期のスタートを切りました。

夏休み中の8月3日に行われた憩いの森フェスタでは、古殿小学校太鼓部の演奏が会場に響きました。子供たちは、暑い中、今までの練習の成果を発揮し、真剣な表情で元気いっぱい演奏することができました。

同じく8月に開催された石川地区小・中学校音楽祭においては、古殿中学校が合唱コンクールの部で金賞を受賞し、8年ぶりに県大会出場権を獲得しました。県大会では、さらに磨き上げた歌声で、上位を目指してほしいものです。

この夏、パリオリンピックでも大いに盛り上がりました。古殿中学校卒業生である窪木一茂選手が8年ぶり2度目の出場を果たし、壮行会には多くの町民の方に参加いただきました。2種目6位入賞というすばらしい結果を残し、子供たちに夢と希望を与えてくれました。

このようなすばらしい先輩方を輩出している古殿中学校は、今年で創立50周年を迎えます。11月には中学校において記念式典を予定しております。

これからも将来を担う子供たちが様々な分野で活躍できるような教育環境の整備に努めてまいります。

また、7月10日には、「社会を明るくする運動」非行防止研修大会が開催され、石川郡、東白川郡の保護司の方や古殿中学校全生徒など約290人が出席しました。講演会では「薬物乱用防止及び少年非行について」をテーマに福島少年鑑別所の首席専門官に講演いただき、有意義な大会となりました。

第2に、「健康・生きがい分野」であります。

物価高騰対策について、6月議会で補正予算の承認をいただいた、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への10万円の臨時特別給付金は、82世帯に確認書を送付し、返送いただいた24世帯への第1回目の給付を8月30日に完了しました。現在、第2回目の給付として23世帯につきまして手続を進

めております。今後は、家計が急変した世帯も対象となる場合があることから、さらなる事業の周知を図ってまいります。

こども加算分に関しましては、臨時特別給付金の対象世帯の子供1人当たり5万円を給付しますが、現時点で1世帯3人の給付を完了しております。

敬老会につきましては、9月14日に開催を予定しており、現在174人の出席申込みをいただいております。厳しい残暑が続いていることから、暑さ対策、衛生対策を講じながら開催してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置づけられることとなりました。令和5年度までは、特例臨時接種として、国がワクチンの確保や配送指示を行うなど、特別な供給体制を整備して接種対応を実施してきましたが、主に65歳以上の高齢者を対象とする定期接種に関しては、原則自己負担となります。そのことから、定期接種への移行期における激変緩和措置が図られることとなり、併せて町からの助成制度も整備し、本人負担は2,100円程度に抑えられる見込みです。

町では、秋からの定期接種開始に向け、福島県や医師会等と連携して準備を進めてまいります。

第3に、「安心・安全分野」であります。

生活基盤の基礎となる道路網の整備につきましては、町の重要道路である県道いわき石川線松川工区、仙石地区では、昨年度発注された改良舗装工事が鋭意進められています。

町道関係の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業で進めている町道松久保鵜巣線の発注準備を行っているところです。

町道越代熊倉線につきましては、臨時議会において議決をいただき、現在、工事着手へ向け準備工を進めている段階です。また、町道下論田鵜巣線及びその他維持工事等についても、発注へ向け準備を進めています。

社会資本整備総合交付金事業で進めている町営住宅建築工事では、準備工が終了し、擁壁工に係る掘削等を進めていく予定です。

簡易水道事業においては、国の補助事業により進めている生活基盤近代化事業の繰越工事1件、今年度工事1件の発注を完了しており、どちらの工事も資材等が搬入され、順次施工を進めているところです。

農業集落排水事業においては、国の補助事業により進めている農業農村施設維持管理事業ですが、昨年度発注の処理施設の各種機器更新工事について、製造調整を行いながら竣工へ向け据付け等の調整を進めているところです。

また、昨年度、国の補正予算において追加された処理施設及び管路施設の更新工事については、発注が完了しており、年度内竣工へ向け施工準備中です。

宅地造成地の販売につきましては、令和3年10月に販売を開始しておりますが、令和5年度までに15区画中8区画が販売済みであり、今年度は現在1区画が販売済みです。引き続き販売促進に努めてまいります。

公共交通に関しては、国が進めておりますライドシェア等の制度改正や優良事例を調査検討しているところでもあります。

また、第45回福島県消防操法大会が8月25日に県消防学校で開催され、小型ポンプ操法の部に町消防団第1分団3部が石川支部代表として出場し、健闘しました。惜しくも全国大会への出場は逃しましたが、消防活動の技術向上が図られました。

第4に、「産業分野」であります。

まず、農業関係です。

今年度の水稻の生育状況について、8月末に公表された福島県の作柄概況は、「やや良」とされました。

町の基幹作物である主食用米については、市場において米の不足感が高まり価格が上昇しているという報道がありますが、この状況が今年の米の買取り価格にどのような影響を及ぼすかは今後注視していきたいと考えております。ただ、肥料などの価格高騰は依然として続いており、農家を取り巻く状況は厳しいものがあります。

町では、経営所得安定対策として、従来から水田の転作作物の転換を推進しているところですが、今年度は飼料用米の作付面積が減少したことにより、主食用米の作付面積が昨年度に比べ約30ヘクタール増の204ヘクタールとなりました。

林業に関しては、ふくしま森林再生事業による森林整備に引き続き取り組んでまいります。今年度は、森林再生事業として竹貫・仙石地区、広葉樹林再生事業として山上・田口地区の森林整備について事業を進めているところであります。

旧論田小学校跡地を活用した木質バイオマスガス化発電施設につきましては、町内現地法人が整備を進め、このたび竣工し、8月下旬に東北電力へ売電が開始されました。今後は、町内産の杉等の利用が広がり、山林資源循環の促進が期待されるところであります。

観光振興に関しましては、夏の憩いの森フェスタが8月3日に開催され、物まね芸人などのステージショーや花火大会が行われ、多くの露店も並び、大勢の方が来場され、盛況のうちに終了することができました。

また、10月に開催される古殿八幡神社例大祭ですが、昨年は5年ぶりに流鏝馬、笠懸の神事が行われ、多くの観客が訪れました。今年も昨年同様の集客が見込まれます。

おふくろの駅拡張事業については、造成工事に向けた測量設計及び基本構想・基本計画策定業務を進めているところであります。

最後に、令和5年度の決算概要でございます。

一般会計における収支は、歳入総額46億84万4,000円、歳出総額が44億5,071万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源69万5,000円を差し引いた実質収支は1億4,943万2,000円の黒字となり、同じく特別会計のいずれにおいても、所要の財源確保と効率的な財政運営、経費節減等に努めた結果、黒字を確保することができました。

ただし、地方債残高は令和5年度末で52億2,525万円となっており、町の財政状況は決して楽観視できる状況ではありません。

また、町の財政状況を表す諸指標につきましても、財政力を判断する財政力指数は、3年間の平均値で前年度から0.007ポイント低下し0.208となり、また、実質公債費比率も0.6ポイント上昇し9.1%となっております。

自治体財政健全化法に定める健全化判断比率は、引き続きそれぞれの基準値を大きく下回るなど、健全財政を維持することができました。これもひとえに議員各位並びに町民の皆さんの町政運営に対するご理解、ご協力のたまものであり、厚く御礼申し上げます。

以上、町政をめぐる諸情勢について、ご報告及び所信の一端を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

### ◎監査報告

○議長（緑川栄一君） 続いて、監査の報告を求めます。

代表監査委員、鎌田一浩君。

〔代表監査委員 鎌田一浩君登壇〕

○代表監査委員（鎌田一浩君） 例月出納検査及び令和5年度決算審査を行いましたので、報告いたします。

まず、例月出納検査ですが、令和5年度・令和6年度5月分を令和6年6月25日に、令和6年度6月分を7月23日に、令和6年度7月分を8月28日に実施いたしました。

1ページをお開き願います。

令和6年6月25日

古殿町議会議長 緑川栄一様

古殿町監査委員 鎌田一浩

〃 根本重一

#### 例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、検査の対象。令和6年5月分（令和5年度・令和6年度）。
- 2、検査の実施日。令和6年6月25日。
- 3、検査の手続。検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
- 4、検査の結果。
  - (1) 会計管理者から提出された検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類の計数審査を行い、令和6年5月31日における現金及び各金融機関の通帳残高を照合した。

その結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはなかった。
  - (2) 会計別収支計算表及び5月末現在高の保管状況一覧表は別紙のとおりである。

令和6年7月23日

古殿町議会議長 緑川栄一様

古殿町監査委員 鎌田一浩

〃 根本重一

#### 例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、検査の対象。令和6年6月分。
- 2、検査の実施日。令和6年7月23日。
- 3、検査の手続。検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

4、検査の結果。

- (1) 会計管理者から提出された検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類の計数審査を行い、令和6年6月30日における現金及び各金融機関の通帳残高を照合した。

その結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはなかった。

- (2) 会計別収支計算表及び6月末現在高の保管状況一覧表は別紙のとおりである。

令和6年8月28日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 様

古殿町監査委員 鎌 田 一 浩

〃 根 本 重 一

例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、検査の対象。令和6年7月分。
- 2、検査の実施日。令和6年8月28日。
- 3、検査の手続。検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

4、検査の結果。

- (1) 会計管理者から提出された検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類の計数審査を行い、令和6年7月31日における現金及び各金融機関の通帳残高を照合した。

その結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはなかった。

- (2) 会計別収支計算表及び7月末現在高の保管状況一覧表は別紙のとおりである。

次に、21ページの次のページをお開き願います。

令和6年8月28日

古殿町長 岡 部 光 徳 様

古殿町監査委員 鎌 田 一 浩

〃 根 本 重 一

令和5年度古殿町一般会計及び各特別会計決算  
並びに財政の健全化判断比率及び資金不足比率  
に関する審査の意見について

地方自治法第233条第2項の規定による、令和5年度古殿町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び政令で

定める決算付属書類の審査、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づき健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる関係書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年度古殿町決算審査意見書。

古殿町監査委員。

意見書1ページをお開き願います。

令和5年度古殿町決算等審査の意見。

#### 第1、審査の対象。

- (1) 令和5年度古殿町一般会計歳入歳出決算。
- (2) 令和5年度古殿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- (3) 令和5年度古殿町簡易水道特別会計歳入歳出決算。
- (4) 令和5年度古殿町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。
- (5) 令和5年度古殿町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。
- (6) 令和5年度古殿町介護保険特別会計歳入歳出決算。
- (7) 令和5年度古殿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- (8) 令和5年度古殿町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算。
- (9) 令和5年度古殿町各会計決算付属書類。
- (10) 令和5年度古殿町基金に関する調書。
- (11) 令和5年度古殿町健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類。

#### 第2、審査の期間。

令和6年7月23日から令和6年8月28日までのうち、8日間実施しました。

#### 第3、審査の要領。

この審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書について、関係法令に基づき調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類と照合したほか、必要に応じ担当職員の説明を求めて審査した。

#### 第4、審査の結果。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、運用基金に関する調書は、法令に基づき調製されており、決算の計数は関係書類と照合した結果、誤りないものと認めた。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づき健全化判断比率について、算定の基礎となる関係書類を照合した結果、算定は適正に行われていたと認めた。

#### 第5、決算の概要と意見。

##### 1、令和5年度決算の概要。

##### (1) 決算規模。

一般会計歳入総額で46億84万3,941円、歳出総額が44億5,071万6,829円、特別会計7つの合計で歳入総額が

18億7,808万4,397円、歳出総額が16億8,548万48円、一般会計及び7つの特別会計の決算額の合計金額は、歳入が64億7,892万8,338円、歳出が61億3,619万6,877円で、差引額は3億4,273万1,461円である。このうち、952万5,000円が翌年度への繰り越し財源であり、これを差し引いた実質収支額は、3億3,320万6,461円となった。

この歳入歳出決算額のなかには、一般会計から特別会計への繰出金3億47万3,621円、特別会計からの繰入金1,430万3,413円が含まれており、これを控除した純計決算額は次のとおりである。

この純計決算額を前年度と比較すると、歳入合計額は3億8,133万2,477円の減、歳出合計額は5億901万591円が減となり、決算規模は歳入歳出とも大きく減額となった。

## 2、一般会計。

以下、一般会計（決算統計での数値）の収支状況を分析する。

### （1）決算収支。

令和元年度から令和5年度までの5年間の一般会計の決算収支状況は次のとおりである。

令和5年度における一般会計の決算額は、歳入総額45億9,946万7,000円、歳出総額44億4,934万円で1億5,012万7,000円の黒字となっている。翌年度に繰り越すべき財源69万5,000円を控除した実質収支額は1億4,943万2,000円の黒字となる。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,345万1,000円となった。

なお、令和5年中の財政調整基金への積立金や取崩し金を加減した実質単年度収支は217万9,000円の赤字となっているが、減債基金を含めた積立金全体で収支を算出すると黒字となることから財政運営全体では健全と認められる。

### （2）歳入の状況。

項目別は次のとおりであります。

#### ①町税。

歳入の11.1%を占める町税は、前年度比40万円減と、ほぼ横ばいを保った。現年度分と滞納繰越分の調定額5億2,791万6,000円に対し、収入済額が5億1,002万1,000円で収納率は前年度より減少し96.7%であった。

税目別の前年度比では、町民税が431万8,000円の減、固定資産税が323万7,000円の増、軽自動車税が51万3,000円の増、たばこ税は16万5,000円の増と町民税以外は増収となった。

#### ②地方譲与税。

収入済額9,067万2,000円で、前年度比48万8,000円（0.5%）の増収となった。内訳は、地方揮発油譲与税が1,428万3,000円、自動車重量譲与税が4,306万3,000円、森林環境譲与税が3,332万6,000円である。

#### ③各種交付金。

収入済額1億4,425万7,000円で、前年度比713万9,000円（5.2%）の増収となった。主な内訳は、地方消費税交付金1億2,258万5,000円、法人事業税交付金1,144万6,000円、環境性能割交付金503万8,000円、地方特例交付金320万5,000円などである。

#### ④地方交付税。

歳入の53.6%を占める地方交付税は収入済額24億6,653万8,000円で、前年度比1,958万9,000円（0.8%）の

増収となった。内訳は、普通交付税22億7,492万3,000円（前年度比±0%）、特別交付税1億7,785万8,000円（7.8%）の増、震災復興特別交付税1,375万7,000円（70.7%）の増であった。

#### ⑤使用料・手数料。

収入済額3,648万2,000円で、前年度比229万円（6.7%）の増収となった。主な内訳は、住宅使用料2,569万1,000円、町民水泳プール使用料149万1,000円、戸籍手数料285万8,000円などである。

なお、使用料の未収金は住宅使用料の708万3,000円である。

#### ⑥国庫支出金。

収入済額は3億2,796万円で、前年度比2億6,571万1,000円（44.8%）の減収となった。

主な内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億794万2,000円、社会資本整備総合交付金4,416万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金661万7,000円などである。大幅減は、前年度比で、コロナ関連交付金及び社会資本整備総合交付金が大幅に減少したためである。

#### ⑦県支出金。

収入済額2億7,312万8,000円で、前年度比3,792万7,000円（16.1%）の増収となった。

主な内訳は、ふくしま森林再生事業補助金7,900万9,000円、中山間地域等直接支払事業補助金3,571万9,000円、こども医療費助成事業補助金1,067万8,000円などである。

#### ⑧地方債。

5年度の発行額は2億8,001万円と、前年度比1億378万円（27.0%）の減となった。発行額の主な内訳は、辺地対策事業債1億540万円（1,190万円の増）、過疎対策事業債7,270万円（1,030万円の減）、臨時財政対策債1,291万円（1,558万円の減）となっている。

また、一般単独事業債（緊急防災・減災事業債等）は、7,200万円（1,510万円の減）、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、940万円（8,140万円の減）となった。

5年度末現在高は、前年度から4億4,601万1,000円減少して、52億2,525万円となった。

#### ⑨その他。

繰入金2億5,599万3,000円、繰越金1億3,505万円、負担金・分担金、財産収入、寄付金、諸収入、自動車取得税交付金、地方特例交付金等で4億7,039万9,000円であった。

未収金は保育料（過年度分）が12万2,000円、児童クラブ負担金が5,000円、延滞金が5,000円であった。

### （3）歳出の状況。

目的別歳出及び性質別歳出は次のとおりである。

#### ①人件費。

人件費の歳出額は、全体の17.8%を占め7億9,071万5,000円で、前年度比2,674万7,000円（3.3%）の減となった。

#### ②扶助費。

扶助費の歳出額は、全体の7.2%を占め3億1,977万6,000円で、前年度比566万8,000円（1.8%）の増となった。これは、低所得世帯臨時特別給付金の増などである。

#### ③公債費。

公債費の歳出額は、全体の16.5%を占め7億3,422万5,000円で、前年度比3,262万2,000円（4.3%）の減となった。これは過疎債対策事業償還金の5,558万6,000円の減などが主な要因である。

#### ④普通建設事業費。

普通建設事業費の歳出額は、全体の8.2%を占め3億6,283万2,000円で、前年度比2億3,964万7,000円（39.8%）の減となった。うち補助事業費は1億972万円と前年度比2億553万1,000円（65.2%）の減となった。これは、社総金を活用した道路改良工事の2億1,560万9,000円減によるものである。

単独事業費は2億4,027万9,000円と前年度比3,713万3,000円（13.4%）の減となった。これは前年度の古殿中学校体育館設備改修工事及びふるどのクリニック施設改修工事の終了等によるものである。

#### ⑤物件費。

物件費の歳出総額は、全体の19.4%を占め8億6,208万8,000円で、前年度比6,878万1,000円（8.7%）の増となった。これは、ふくしま森林再生事業の4,468万3,000円増や学校給食調理業務委託料の1,915万7,000円増などである。

#### ⑥補助費等。

補助費の歳出額は、全体の11.6%を占め5億1,442万5,000円で、前年度比1,037万9,000円（2.0%）の減となった。これは、飼料高騰緊急対策事業補助金の1,077万2,000円減、こおりやま広域圏連携中枢都市圏事業負担金の1,059万8,000円減などが主な要因である。

#### ⑦積立金。

積立金の歳出額は、全体の9.1%を占め4億359万3,000円で、前年度比2億9,588万8,000円（42.3%）の大幅減となった。これは、前年度の減債基金積立金4億2,037万3,000円の減などである。

#### ⑧繰出金。

繰出金の歳出額は、全体の8.4%を占め3億7,462万3,000円で、前年度比3,535万3,000円（10.4%）の増となった。

10ページをお開き願います。

#### (4) 財政指標。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちながら、多様な住民福祉施策に対応しうる弾力性をもつものでなければならない。

町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主な財政指標の年度別推移は次のとおりである。

(ア) 市町村の財政力を判断する財政力指数は前年より0.01ポイント減少した。

(イ) 町財政の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度の84.6%から89.3%に4.7ポイント悪化した。

なお、地方交付税の不足分に充てられた臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合の経常収支比率も、前年度の83.8%から88.9%に5.1%悪化した。

(ウ) 実質公債費比率は起債制限比率に公営企業や一部事務組合の元利償還金などを含めた比率である。地方債を発行する場合、この比率が18%以上となると県の許可が必要となる。

5年度は、財政力指数が0.21、経常収支比率が89.3、実質公債費比率が9.1と、少しずつ悪化しているような状況であります。

(5) 資金運用の状況。

本年度における各会計の出納閉鎖時における収入支出差引額は2億2,167万1,000円の収入超過となっている。主な資金運用の状況は次のとおりである。

(ア) 年度を通じて一時借入金の借入れはなかった。

(イ) 出納整理期間に資金不足が生じ、6年度一般会計から1億円を運用し、国県支出金、町債等の収入により5月に完済した。

(ウ) 年度中の各特別会計の資金不足に対しては、主に一般会計から振替運用し、出納整理期間内に完済した。

(エ) 預貯金利子及び各基金の運用収入は、前年度に比べ370万4,000円増の1,104万円の実績となっている。

11ページをお開き願います。

3、特別会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計で、5年度の歳入合計は合計で5億8,684万7,103円、歳出は合計で5億6,173万8,088円であります。そのうち、国民健康保険税の収納状況であります。現年度分と滞納繰越分を合わせた合計では、不納欠損額が82万9,000円の措置をしております。未収入額は2,776万6,000円となっております。

①歳入総額は前年度比3.2%、1,800万1,000円増の5億8,684万7,000円であり、そのうち国民健康保険税は3.5%、348万円減の9,632万7,000円であった。

一般会計からの繰入金は前年度比710万1,000円減の6,063万9,000円となった。

②歳出総額は前年度比0.9%、478万6,000円増の5億6,173万8,000円となった。これは保険給付費2,115万2,000円の増が主な要因である。また、国民健康保険事業費納付金は1,362万8,000円減の1億3,363万5,000円となった。基金積立金はなかった。

③国民健康保険税の未収入額は前年度比25万3,000円減少し2,776万6,000円（現年度分429万7,000円、過年度分2,346万9,000円）となった。

滞納者対策として、引き続き国保資格証明書、短期証の交付を行い、医療機関を受診できるような仕組みをとっている。

5年度末現在の資格証明書発行は5世帯で被保険者8人、短期証は1ヶ月が12世帯17人、3ヶ月が5世帯6人、6ヶ月が6世帯7人で、合わせて28世帯38人と、昨年度比で3世帯増加した。

(2) 簡易水道特別会計。

次に、簡易水道特別会計ですが、5年度の歳入合計は1億5,170万9,372円、歳出の合計では8,976万2,967円となっております。このうち、水道使用料の収納状況であります。不納欠損額が88万6,000円処理しております。未収入額が132万7,000円となっております。

①歳入総額は前年度比17.0%、2,201万8,000円増の1億5,170万9,000円であった。使用料及び手数料は、74万8,000円減の4,497万9,000円、繰入金は、1,167万6,000円増の3,460万1,000円、繰越金は132万3,000円減の310万4,000円、諸収入は835万4,000円増の1,434万5,000円、町債は40万円増の4,720万円となった。

②歳出総額は前年度比29.1%、3,682万4,000円減の8,976万3,000円であった。

③水道使用料の未収入額は不納欠損として88万6,000円を処理したため132万7,000円（17人）と前年度より69

万2,000円の減となった。

(3) 農業集落排水事業特別会計。

次に、(3) 農業集落排水事業特別会計であります。5年度の歳入合計は1億9,264万7,042円、歳出合計では1億4,646万894円です。このうち、農業集落排水使用料の収納状況の合計では、不納欠損額が143万8,000円処理しております。未収入額は188万9,000円となっております。

①歳入総額は前年度比79.5%、8,531万8,000円増の1億9,264万7,000円であった。使用料は29万4,000円減の4,351万9,000円、繰入金は1,508万8,000円増の4,367万1,000円、県補助金が2,890万5,000円増の4,078万5,000円、町債が、4,020万円増の6,140万円であった。

②歳出総額は前年度比39.9%、4,178万2,000円増の1億4,646万1,000円であった。

③使用料の未収入額が188万9,000円(53人)と、前年度より116万4,000円減であった。

(4) 林業集落排水事業特別会計。

次に、林業集落排水事業特別会計ですが、5年度の歳入合計では3,215万915円、歳出合計では1,991万8,267円となっております。このうち、林業集落排水使用料の収納状況では、不納欠損額はゼロ円、未収入額が6万9,000円新たに発生しております。

①歳入総額は前年度比21.7%、572万9,000円増の3,215万1,000円であった。繰越金が13万8,000円増の82万8,000円で、一般会計繰入金は、505万7,000円増の1,703万2,000円となっている。

②歳出総額は前年度比22.2%、567万6,000円減の1,991万8,000円であった。

③使用料の未収入額は6万9,000円(5人)であった。

(5) 介護保険特別会計。

(5) 介護保険特別会計ですが、5年度の歳入合計では8億4,060万6,919円、歳出合計では8億513万2,368円です。このうち、介護保険料の収納状況で、不納欠損額で33万2,000円を処理しております。未収入額は329万6,000円となっております。

①歳入総額は前年度比3.9%、3,445万7,000円減の8億4,060万7,000円であった。保険料は前年度より0.4%、62万2,000円減の1億4,070万2,000円、国庫支出金は2.5%、513万3,000円減の2億156万8,000円、県支出金は2.6%、311万4,000円減の1億1,505万7,000円となった。繰入金は4.0%、568万2,000円減の1億3,640万9,000円となった。

②後期高齢者人口の緩やかな減少に伴い保険給付費は高止まりの傾向にあるが、歳出は前年度に続き8億円を超えた。歳出総額は前年度比1.0%、843万1,000円減の8億513万2,000円であった。そのうち保険給付費は、6億7,584万2,000円で、前年度より2.5%、1,650万1,000円の増となった。

③介護保険料の未収入額が329万6,000円(29人)で、前年度より13万5,000円減であった。

(6) 後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計ですが、5年度の歳入合計では6,244万2,972円、歳出合計は6,238万7,030円となっております。このうち、医療保険料の収納状況を見ますと、不納欠損額はゼロ円、未収入額はマイナス4,000円です。

①歳入総額は前年度比1.2%、77万1,000円増の6,244万3,000円となった。そのうち保険料は全体の70.6%にあ

たる4,408万2,000円であった。

②歳出総額は前年度比1.2%、74万1,000円増の6,238万7,000円であった。そのうち広域連合納付金は98.9%にあたる6,168万8,000円となった。

(7) 宅地造成事業特別会計。

次に、宅地造成事業特別会計ですが、5年度の歳入合計額は1,168万74円、歳出合計では8万434円でありま

す。

①歳入総額は前年度比42.5%、863万2,000円減の1,168万円となった。

②歳出総額は前年度比99.6%、2,023万1,000円減の8万円となった。

③5年度中に3区画の契約があり、1,157万9,000円の歳入となった。また、エリア全体では15区画中8区画が契約済となり、残りは7区画となった。

4、基金。

基金は特定の目的のために資金を積み立てる「積立基金」と、特定の目的のために定額の資金を運用する「運用基金」がある。

積立基金は財政調整積立金など8件で総額37億9,542万8,000円を有しており、令和5年度中に1億7,872万1,000円増加した。

運用基金は、土地開発基金など3件で2億2,847万5,000円を有しており、土地開発基金は現在高1億円を維持した。また、奨学基金は50万7,000円増加した。なお、各種基金の令和5年度における運用状況は次のとおりである。

(1) 積立基金。

(2) 運用基金。

土地開発基金は、道の駅の敷地として5,886万2,000円で購入したため、現金が減少し、同額で土地に計上となった。

優良基礎雌牛導入事業基金は、422万円を新たに貸付し、現在高は5,500万円となった。5年度末の貸付残高は28頭で1,821万6,000円となっている。令和5年度末で償還期限を過ぎた貸付金はなく、前年度と比べ1名33万9,000円減少している。

奨学基金は、前年度から50万7,000円増えて7,347万5,000円となった。5年度末の利用者は50名で貸付金は前年度より639万3,000円減って3,085万6,000円となった。現金分は4,261万9,000円を保有している。令和5年度末で償還期限を過ぎた貸付金は8名で167万9,000円と前年度と比べ同人数だが15万8,000円増加している。

5、財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づき、健全化判断比率について算定の基礎となる関係書類を照合した結果、算定は適正に行われていたと認めた。

令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は次のとおりである。

(ア) 実質赤字比率は、実質収支が黒字のためになかった。

(イ) 連結実質赤字比率については、全ての会計において実質収支が黒字のためになかった。

(ウ) 実質公債費比率は、公債費に充当された一般財源の総額に対する割合で、地方交付税に算入されたものを除いたものである。早期健全化基準の25.0%を大きく下回っているが、昨年度より0.6%上昇し9.1%であった。

(エ) 将来負担比率は、地方債残高のほか町が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、早期健全化基準の350.0%を大きく下回り数値としては出てこない。今後とも健全財政を維持されるよう要望する。

(オ) 資金不足比率は、簡易水道特別会計等の公営企業における資金不足の比率であり、いずれの会計においても資金不足となる会計はなかった。

5つの比率のうち数字が出てまいりましたのは実質公債費比率の9.1%、他の比率については数字は出てまいりませんでした。

## 6、意見。

令和5年度の決算は一般会計、特別会計とも黒字決算となり健全財政を堅持した。地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく数値も、5つの指標のうち実質公債費比率のみが該当したが、その数値は9.1%で基準値を下回っており、いずれも健全であると認められた。

令和5年度は、基金残高の増加や、地方債残高の減少、そして税収が横ばいになるなど数値的には健全であるものの、ここ数年経常収支比率が高い数値で推移し、実質公債費比率も上昇傾向であるので、経常経費の抑制になお一層努められ、真に必要な町民サービスへの財源を確保されたい。また、町税等の確保を図るとともに、ふるさと納税などのあらゆる自主財源の増収策に取り組まされたい。

令和5年度は、税のほか、住宅使用料で286万3,000円、簡易水道使用料で88万6,000円、農業集落排水使用料で143万8,000円の不納欠損処理をしている。これらの使用料は、各条件を理解のうえ、本人の申し込みにより加入するものであり、町税とは多少内容が異なるので支払い能力の有無を調査し、厳格な対応が必要と思われる。

町税及び国民健康保険税については、滞納額が高額になるにつれ納付が困難になってくるので、税の公平性確保のためにも、早期に納税相談を実施し、定期的な催告、滞納処分を強化するなどして、早期の回収に努められたい。

また、安易な消滅時効にならないよう、時効の中断措置などの対応に努められたい。

令和6年度から簡易水道事業、農業集落排水事業及び林業集落排水事業の3つの特別会計を国の指導により公営企業会計へ移行したが、その目的は企業会計にすることにより多くの情報を得ることができ、それらを分析し有効に活用することである。本町の経営環境の現状では、収入不足となることはやむを得ないが得られた情報を基に企業経営努力をして、どうしても不足する部分について、他会計からの補助を受けることとしていただきたい。

年間300時間以上の時間外勤務職員が7名から10名と3名増加したが、働き方改革が進む中、各管理職は常時各職員の業務内容と健康状態をチェックし、職員が健康で元気に働ける環境づくりに努めていただきたい。

監査結果については以上でございます。

○議長（緑川栄一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 大変ご苦労さまです。

1点だけお聞きをしたいと思います。

一般会計の収支状況を分析するという中の一番最後のところに、減債基金を含めた積立金全体で収支を算出すると黒字となる、いわゆるこれ、昨年も1億8,000万から今年は217万という形で単年度の収支は赤字だったけれども、基本的には積立金の額を全部計算すると、いわゆるこの赤字ということでの問題点はないということとで報告があったと思うんですが、これは、この基金の状況が今後もこういう状況で続くということであれば、この単年度収支が赤字であっても、特別、町にとっては問題ないというふうな今後も見方になるということではないですか。

○議長（緑川栄一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鎌田一浩君） そのとおりでございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

大変ご苦労さまでした。

---

#### ◎議案の上程（議案第48号～議案第72号）

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第48号から議案第72号まで一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、条例の条文、表及び予算の別表等については省略させます。

〔事務局長朗読〕

---

#### ◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日提案いたしました議案25件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第48号 古殿町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 古殿町税特別措置条例の一部を改正する条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る省令改正に伴い、過疎地域における課税免除措置を受けられる対象設備取得期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第50号 古殿町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、東日本大震災復興特別区域法に係る関係省令の一部改正を受け、特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除措置を受けられる対象設備取得期限の延長及び令和6年3月31日以降新たに設立された法人が対象外となること等を定めるものであります。

議案第51号 古殿町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例は、地域再生法に係る省令改正を受け、適用期限の延長等を定めるものであります。

議案第52号 古殿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準見直しにより、所要の改正を行うものであります。

議案第53号 古殿町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、介護保険法に係る省令改正を受け、所要の改正を行うものであります。

議案第54号 古殿町辺地総合整備計画の変更については、論田辺地の総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員について新たに大楽良文氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第56号 教育委員会委員の任命については、現在の教育委員会委員である阿久津華子氏が令和6年12月15日をもって任期満了となることから、同氏を再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第57号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するため、当該広域連合を構成する市町村の議会に協議し、議決を求めるものであります。

議案第58号 令和6年度古殿町一般会計第2次補正予算は、歳入歳出それぞれ8,361万3,000円を増額し、総額を48億9,706万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、増額事項として、普通交付税確定による2億4,321万5,000円、マイナンバーカード交付事務費補助金140万円、定額減税臨時給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,222万円、児童手当改正によるシステム改修に係る子ども子育て支援事業費補助金195万8,000円、ふるさと納税に係る総務費寄付金200万円、令和5年度決算を受けての特別会計繰入金572万円、繰越金9,943万2,000円、新型コロナウイルス感染症定期接種ワクチン確保事業助成金978万円、県との協議結果を受けた起債額の確定による緊急防災・減災事業債3,410万円、一方で、減額事項として、社会資本整備総合交付金の交付決定により603万6,000円、財政調整基金繰入金6,655万8,000円、減債基金繰入金2億円、県との協議結果を受けた起債額の確定によ

る過疎対策事業債4,160万円、辺地対策事業債2,150万円、公営住宅建設事業債180万円などがございます。

歳出につきましては、総務管理費において、令和5年度決算を受けた財政調整基金への積立て4,971万7,000円、ふるさと納税の増に係る消耗品費等300万円、定額減税に係る調整給付金2,222万円、戸籍住民基本台帳費において、マイナンバーカード申請支援業務委託料140万円、保健衛生費において、新型コロナウイルス感染症予防接種委託料952万円、商工費において、憩いの森公園多目的広場のバスケットゴール改修に係る工事請負費110万円、教育総務費において、ICT支援員委託料120万6,000円を増額計上しております。

そのほか4月等の人事異動に伴う人件費や共済費負担比率の変更に伴う職員共済組合負担金等の補正を行っております。

議案第59号から議案第64号までの各補正予算は、いずれも人件費や令和5年度からの繰越金の確定等に伴う補正であります。

議案第65号から議案第72号までは、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付するものであります。

一般会計における決算額は、歳入46億84万4,000円、歳出44億5,071万7,000円で、歳入歳出差引額は1億5,012万7,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源69万5,000円を差し引いた実質収支は1億4,943万2,000円の黒字となりました。

歳入につきましては、対前年比で4億6,298万円の減となっております。

対前年比増減の主な内訳は、増額事項として、法人事業税交付金400万7,000円の増、環境性能割交付金107万9,000円の増、地方交付税1,958万9,000円の増、使用料及び手数料182万7,000円の増、県支出金3,813万9,000円の増、寄付金236万6,000円の増等がございます。

一方、減額事項として、国庫支出金2億6,592万4,000円の減、財産収入1,370万9,000円の減、繰入金3,012万5,000円の減、繰越金1億1,711万3,000円の減、諸収入292万5,000円の減、町債1億378万円の減等がございます。

歳出につきましては、対前年比で4億7,805万7,000円の減となっております。

対前年比増減の主な内訳は、増額事項として、民生費で、低所得世帯臨時特別給付金事業や、給食調理業務委託料等によるこども園運営事業等による2,680万6,000円の増、衛生費で、簡易水道特別会計繰出金、廃棄物処理事業、水質保全対策事業等による2,673万9,000円の増、農林水産業費で、農業集落排水事業特別会計繰出金、ふくしま森林再生事業、林業振興事業、森林環境譲与税事業、林業集落排水事業特別会計繰出金等による5,648万4,000円の増、商工費で、観光施設維持管理事業や地域イベント強化事業等による1,436万7,000円の増、消防費で、常備消防事業や防災無線管理運営事業等による955万6,000円の増、災害復旧費で、繰越しによる公共土木施設災害復旧事業による671万7,000円の増等がございます。

一方、減額事項とし、総務費で、大網庵、ふるどのクリニックの改修工事費、基金積立金、こおりやま広域連携中枢都市圏事業負担金等による3億4,273万4,000円の減、土木費で、道路改良事業（補助）等による2億120万6,000円の減、教育費で、古殿中学校体育館LED化工事等の減による4,205万5,000円の減、公債費で、償還金の減による3,262万2,000円の減等がございます。

その他7件の特別会計につきましても、いずれも実質収支において黒字を確保することができました。

以上、本定例会提案の25件の議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

---

### ◎請願の処理

○議長（緑川栄一君） 日程第5、請願の処理を議題とします。

請願第5号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書です。

紹介議員の説明を求めます。

4番、野崎喜彦君。

[4番 野崎喜彦君登壇]

○4番（野崎喜彦君） 請願第5号の趣旨を説明させていただきます。

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について。

請願の趣旨でございますけれども、長文にわたりますので、要約の説明とさせていただきます。

趣旨の説明。

東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。

この事業を通じて、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援などが実施されています。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しております。

今日においても、福島県では、令和5年4月1日時点で約3,700人もの子供たちが県内外で避難生活を送っております。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要であります。経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記のとおり、令和7年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和7年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

ぜひともご採択いただきますようお願い申し上げます。趣旨の説明とさせていただきます。よろしく  
お願い申し上げます。

- 議長（緑川栄一君） ただいま議題となっています請願第5号は、産業建設常任委員会に付託します。  
所管の委員長は、会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。
- 

#### ◎散会の宣告

- 議長（緑川栄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時40分